

横須賀城出土瓦から見た豊臣政権の城郭政策

加藤理文（織豊期城郭研究会）

1. はじめに

拙稿「東海地方における織豊系城郭の屋根瓦」（『久野城IV』袋井市教育委員会1993）において、横須賀城を含めた東海地域の城郭出土の屋根瓦について、各種検討を実施した。その後、各地で城郭の発掘調査が実施され、新たな資料も追加された。そこで、「豊臣政権下の城郭瓦」（『織豊城郭 創刊号』織豊期城郭研究会1994）として、改定版を発表させていただいた。今回、大須賀町教育委員会から横須賀城出土瓦について原稿依頼があったので、発掘調査による新資料も追加検討した上で、横須賀城出土瓦を中心に、豊臣政権の城郭政策について考えて見ることにした。

なお、今回の検討は、織豊期に横須賀城で使用された瓦を中心に報告している。家紋瓦や正保期以降と推定される瓦は、含まれていないことを事前にお断りしておきたい。

2. 横須賀城の歴史

詳しい城の歴史については、歴史的環境を参照していただきたい。ここでは、出土瓦の年代決定に必要な最低限の年代の押さえをしておくこととする。

天正6年(1578)、武田方に奪取された高天神城攻めの前線兵站基地として、築城工事が開始された。普請は、徳川家康の命をうけた大須賀康高が担当、天正8年一応の完成を見ている。城域がどの程度であったかは判然としないが、物資集散が主目的であったことを考えると、それ程大きな城であったとは思えない。翌天正9年、高天神城が落城した後は、中遠地域海岸線の軍事的・政治的拠点として、拡張整備されたことが推定される。

天正18年(1590)の小田原合戦の後、徳川家康が関東に移封されると、翌天正19年、豊臣配下の武将渡瀬繁詮が三万石で横須賀城に入封、大規模な整備を実施している。後に、詳しく述べるが、横須賀城に初めて瓦葺き建物が出現するのは、この年以降のことである。豊臣配下の武将によって、それまでの土造りの城は、天守・石垣を持つ近世城郭へと変貌し、面目を一新したのであった。

文禄4年(1595)、豊臣秀次は謀反を企てた咎で、関白職を剥奪され、切腹し果てた。この時、渡瀬繁詮は、秀次事件に連座責任を取らされ、碓氷峠で切腹を命じられている。切腹した渡瀬氏に変わって、新城主となったのは有馬豊氏である。

慶長5年(1600)関ヶ原合戦によって、東海地域の豊臣恩顧の大名達は、徳川家康側に付いたにも関わらず、加増を名目に遠方へと移封されている。有馬豊氏も丹波福知山へと移っていった。変わって横須賀城主となったのは、大須賀忠政（榎原康政の次男で、大須賀康高の養子）である。忠政にとつて、初めて城主となった城へ、再び戻って来たということになる。忠政の死後、嫡男忠次が後を継ぐ。

元和元年(1615)徳川頼宣、元和5年から松平重勝・重忠、元和9年から井上正就・正利、正保2年(1645)から本多利長が城主となっている。この後、天和2年(1682)から西尾氏が代々城主となり維新に至っている。出土瓦から見る限り、本丸中枢部は、豊臣政権下にほぼ完成を見、その後大きく改修されるのは、正保年間になってからである。この時、天守を初め、本丸主要部の瓦が葺きかえられている。

3. 横須賀城出土の瓦

今回取り上げるのは横須賀城出土瓦の内、創築期から織豊期の瓦と考えられるものを中心にしている。この時期にあたる瓦は、軒丸瓦・軒平瓦・鰐瓦・鬼瓦・飾り瓦等出土しているが、周辺他城郭と比較検討が可能な、軒丸瓦と軒平瓦について検討することとした。

軒丸瓦・軒平瓦は、文様及び特徴から、以下のように分類することにする。

軒丸瓦Ⅰ類…左巻きの巴紋を中心に、周りに連珠のめぐる物。(細分は、巴紋の違いをa b c…で、連珠の違いを1 2 3…で、表することにする) ex. I a類、I b類、I a 1類、I a 2類等。

軒丸瓦Ⅱ類…右巻きの巴紋を中心に、周りに連珠のめぐる物。(細分は、巴紋の違いをa b c…で、連珠の違いを1 2 3…で、表することにする)

軒平瓦Ⅰ類…三葉紋を中心飾りとし、脇飾りとして左右に均整唐草紋を配した物。(細分は、三葉紋の違いをa b c…で、均整唐草紋の違いを1 2 3…で、表することにする)

軒平瓦Ⅱ類…三葉紋変形(五葉等)紋を中心飾りとし、脇飾りとして左右に均整唐草紋を配した物。(細分は、三葉紋変形紋の違いをa b c…で、均整唐草紋の違いを1 2 3…で、表することにする)

軒平瓦Ⅲ類…宝珠紋を中心飾りとし、脇飾りとして左右に均整唐草紋を配した物。(細分は、宝珠紋の違いをa b c…で、均整唐草紋の違いを1 2 3…で、表することにする)

軒丸瓦は、巴紋のみで、軒平瓦は、三種類の形式内で細分が可能であった。なお、横須賀城出土瓦の内、正保以前の瓦の分類細目は、今回の分類を正式分類としたい。前述した拙稿内の横須賀城出土瓦の分類は、あくまでも便宜状の仮分類であったことをお断わりしておきたい。

(1) 軒丸瓦 (第1図～第4図、)

軒丸瓦は、三つ巴紋を内区に、外区に連珠紋を廻らすパターンのみで、6類型に分類された。

I a 1類 (第1図-1～6)

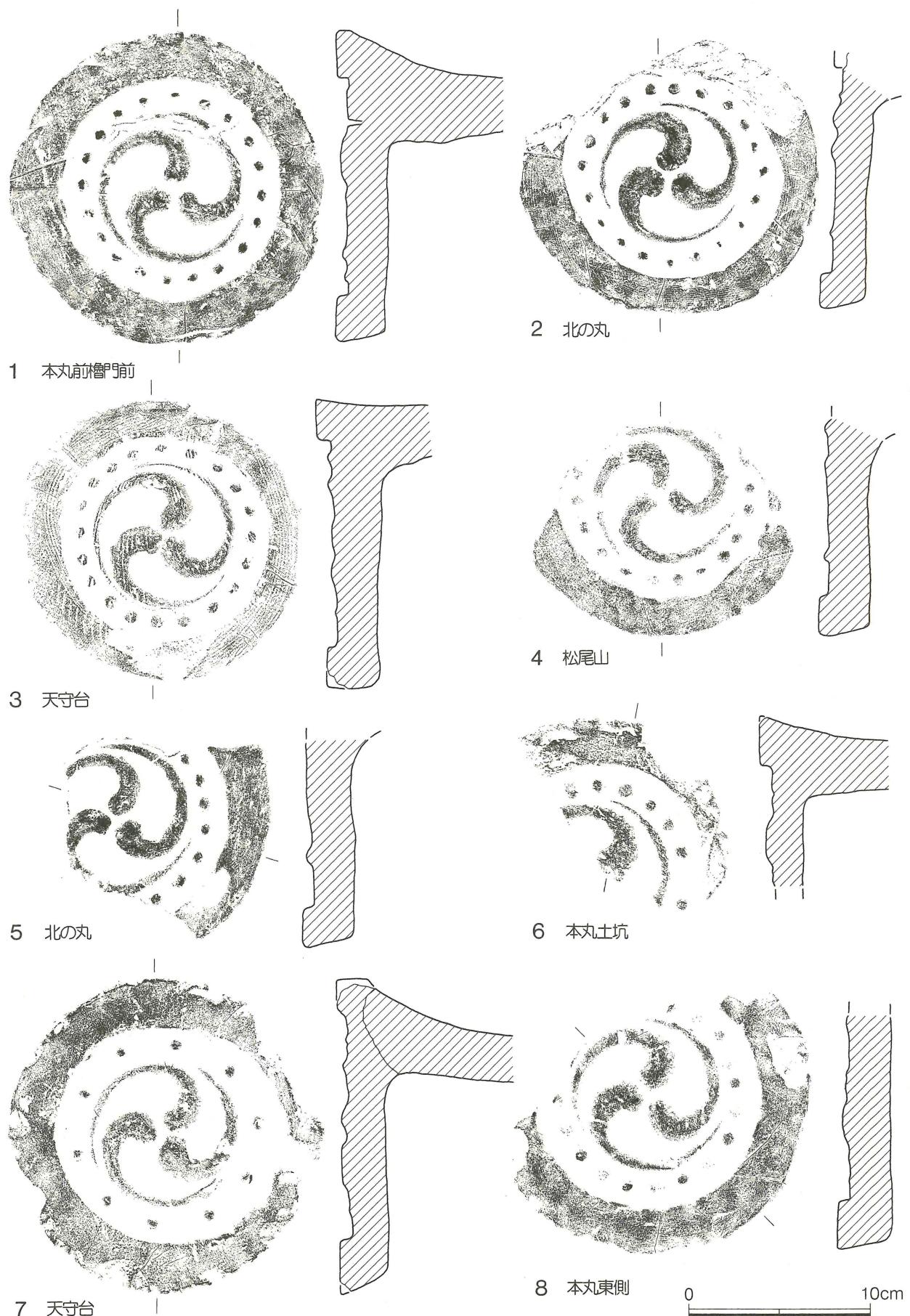
左巻き三つ巴紋を中心文様とし、周りに20個連珠を廻らす瓦当文様を持つ瓦である。三つ巴紋は、中心部で頭部を接し、尾部は細長く伸びるが、次ぎの尾には接続しない。瓦当部の直径約16.0cm内外、平縁周縁部の幅約2.1cm前後、厚さ約2.6cm前後を測る。文様区の幅約11.5cm内外、平縁周縁部との高低差は5～6mm、連珠の直径約5mm前後を測る。瓦当面には、全面離れ砂の痕跡が確認できる。

版木は、最低二種類以上あると考えられ、3は使い古された版木を使用しており、瓦当面に木目が浮き出ている。また、6のように連珠が欠けている瓦も存在し、いちいち目詰まりを除去する等の版木に対する清掃は実施していないことが想定される。

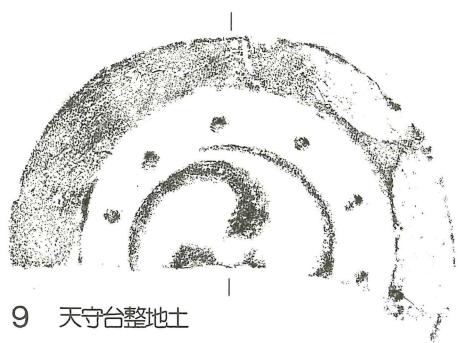
調整痕は、様々であるため、共通する特徴的な調整のみ取り上げる。平縁周縁部及び側面部は、周縁部に沿ってナデ調整が多く見うけられる。瓦当部裏側は、大部分がナデ調整であるが、上下方向の物もあれば、円形の物もあり、統一性に欠ける。丸瓦部凸面は、縄目叩きの後、工具による縦方向のナデ調整が見られ、その後瓦当部上面のみ周縁にそって横方向のナデ調整を施した物と、工具のみで終了した物がある。凹面に残るコビキ痕は、全て、緩弧線が斜め方向に無数についた糸切り状のコビキAである。成形の際に円筒型に被せた袋状の布の圧痕が認められる物、その布を取るために縫い付けたと考えられる撚り紐の圧痕の残る物、袋状の布を取れやすくするため、割り箸状の細長い棒を挟んだために残った圧痕等が観察される。袋状の布を取るために縫い付けられた撚り紐は、大部分が逆L字状に縫い付けられている。

I a 2類 (第1図-7・8、第2図-9～14)

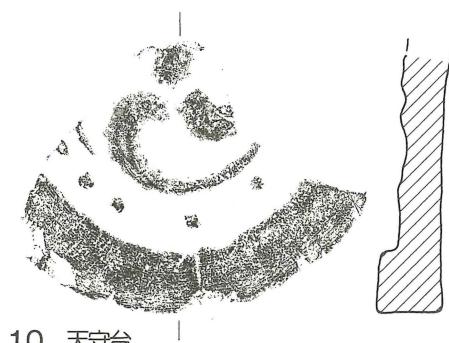
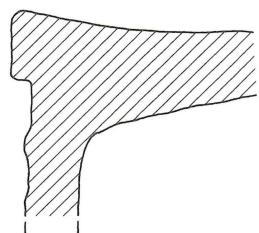
I a 1類と同一の版木を使用しているが、版木の連珠の部分に詰め物をし、連珠を半分に減らした物を2類とした。左巻き三つ巴紋を中心文様とし、三つ巴紋は、中心部で頭部を接し、尾部は細長く



付第1図 横須賀城跡出土瓦実測図（1）



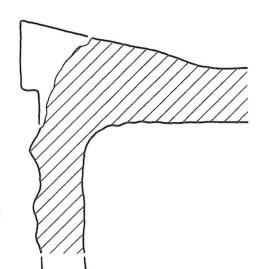
9 天守台整地土



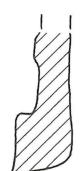
10 天守台



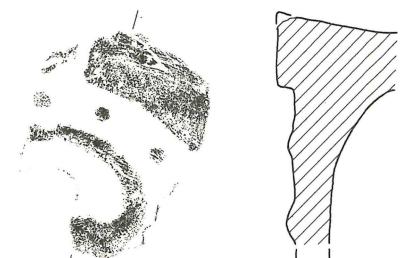
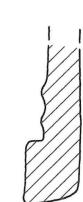
11 天守台北下



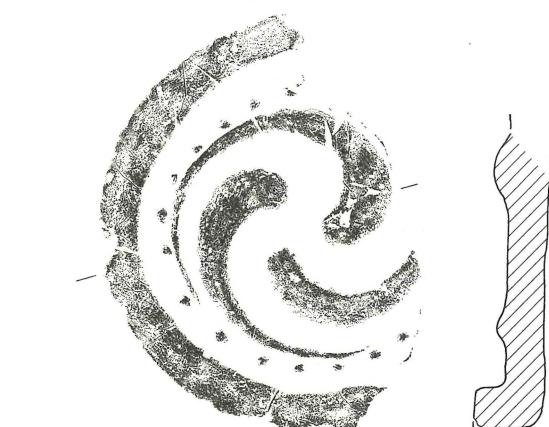
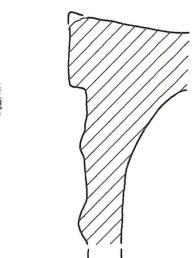
12 北の丸



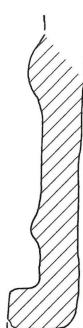
13 松尾山



14 松尾山



15 天守台



16 松尾山



付第2図 横須賀城跡出土瓦実測図 (2)

伸びるが、次ぎの尾には接続しない。瓦当部の直径約17.0cm内外、平縁周縁部の幅約2.5～3.0cm前後、厚さ約2.6cm前後を測る。文様区の幅約11.7cm内外、平縁周縁部との高低差は5～6mm、連珠の直径約5mm前後を測る。瓦当面には、全面離れ砂の痕跡が確認できる。

版木に詰め物をし、連珠を減らしたことは、連珠が11個存在する10のような詰め忘れの瓦が存在するため判明した。また、型取り後に工具によって削り取ったことも想定されたが、連珠部分も含め、全面に離れ砂の痕跡が残るため、版木に詰め物をしたとするのが妥当である。詰め方が雑であるため、8・11・13・14のように明らかに連珠の痕跡を確認できるものもある。版木のバリエーションが少ないため、実施した可能性が高い。

丸瓦部の凹面・凸面に残る調整痕は、I a 1類とほぼ同様である。11のように瓦当面のひび割れを補修した瓦も存在し、この瓦は平縁周縁部も工具によってナデ調整が施されている。

I b 1類 (第2図-15・16)

左巻き三つ巴紋を中心文様とし、周りに推定21個連珠を廻らす瓦当文様を持つ瓦である。三つ巴紋は、中心部で頭部を接し、尾部は細長く伸びるが、次ぎの尾には接続しない。他の三つ巴紋と比較し、極端に三つ巴頭部が大きく、尾部も細長く伸びている。連珠紋は小さいうえに、周縁部と三つ巴紋に接続しそうな程密着している。瓦当部の直径約16.0cm内外、平縁周縁部の幅約1.7cm前後、厚さ約1.8～2.2cm前後を測る。文様区の幅約12.5cm内外、平縁周縁部との高低差は約1cm、連珠の直径約3mm前後を測る。瓦当面には、全面離れ砂の痕跡が確認できる。

瓦当部底は、周縁にそってナデ調整が、裏面は幅約3cm程の工具によって横ナデを施している。端部のみは、周縁にそった円形のナデ調整が見られる。

丸瓦部の凸面には、縦方向のナデ調整が確認できる。凹面は、残存部が瓦当部との接合面であるため、調整痕及びコビキ痕は確認できない。確認された個体数は2点のみである。

I c 1類 (第3図-17～24)

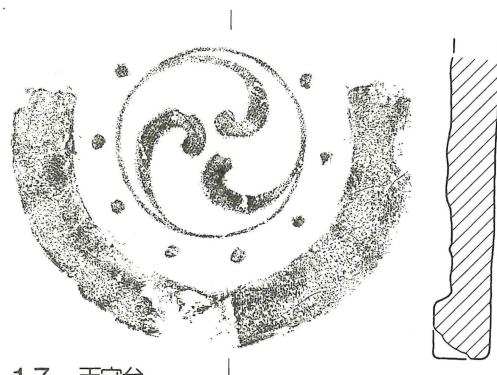
左巻き三つ巴紋を中心文様とし、周りに10個連珠を廻らす瓦当文様を持つ瓦である。三つ巴紋は、中心部で背を接し、尾部は細長く伸び、次ぎの尾に接続し圈線となり廻っている。I a類・I b類と比較すると三つ巴紋は、細く纖細である。瓦当部の直径約16.0cm前後、平縁周縁部の直系約2.2～2.5cm前後、厚さ約1.8～2.2cm前後を測る。文様区の幅約11.3cm内外、平縁周縁部との高低差約6mm、連珠の径は約8mmと比較的大きい部類に入る。瓦当部全面に、離れ砂が残る。

22・23のように、平縁周縁部の版ずれが確認できる瓦や、20・22～24のように三つ巴尾部と圈線が接続する部分に、版キズが確認される瓦もある。小破片も存在するため確実ではないが、同一版木によったと思われる。瓦当部底部には、周縁にそった刷毛ナデが確認される。また、裏面には縦ナデと周縁にそった円形のナデ調整が確認できる。丸瓦部の残りは悪く、調整痕は判然としない。凸面に、縦方向の工具によるナデ調整が残されている。凹面は、瓦当部との接合面しか残存していないが、コビキAが確認できる。

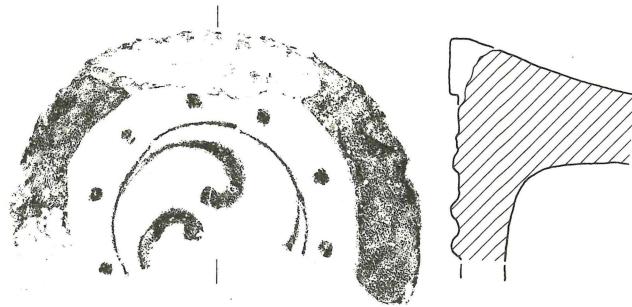
20は同一文様の鳥衾瓦である。文様区はまったく同一で、平縁周縁部の上側の幅が約6.0cm、下側の幅が約2.2cmであった。凹面には、布目圧痕と擦り紐の痕が確認できる。摩滅が激しいため、他の調整痕は確認できない。

II a 1類 (第4図-25～30)

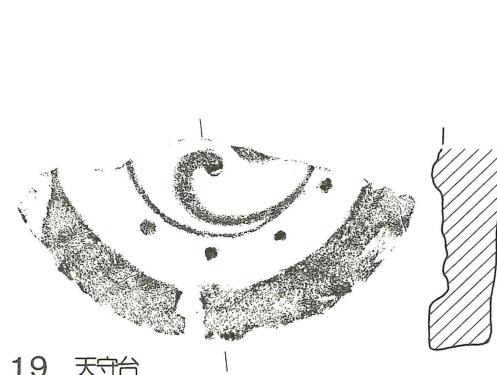
右巻き三つ巴紋を中心文様とし、周りに8個連珠を廻らす瓦当文様を持つ瓦である。三つ巴紋は、中心部で頭部を接し、尾部は細長く伸びるが、次ぎの尾には接続しない。瓦当部の直径約15.0～16.0cm内外、平縁周縁部の幅約2.2～2.4cm前後、厚さ約2.3～2.8cm前後を測る。文様区の幅約10.5～11.5cm



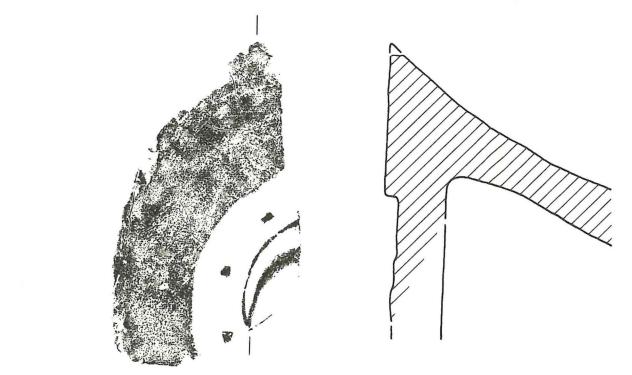
17 天守台



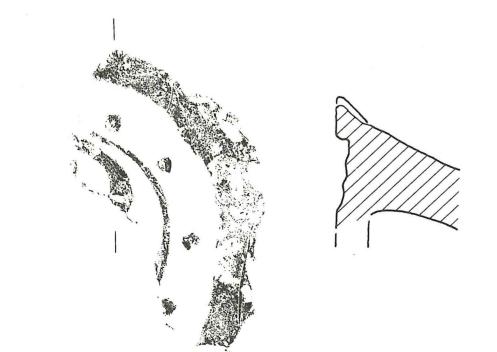
18 天守台



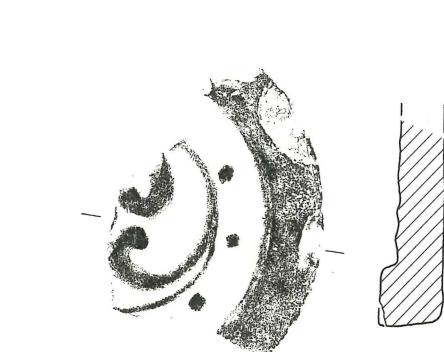
19 天守台



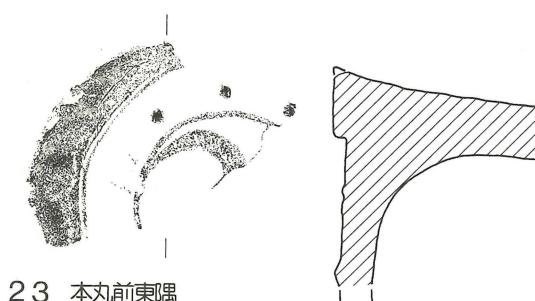
20 天守台



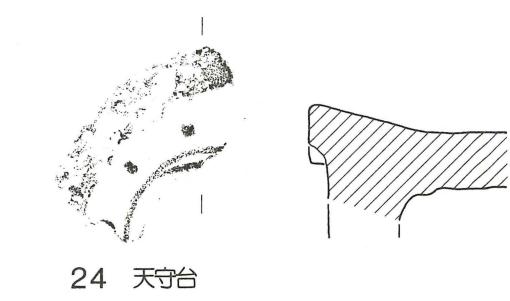
21 本丸前東側



22 天守台



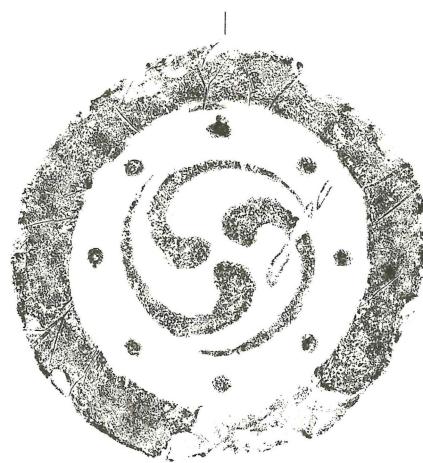
23 本丸前東隅



24 天守台



付第3図 横須賀城跡出土瓦実測図(3)



25 本丸平坦面



26 北の丸



27 天守台



28 天守前



29 北の丸



30 天守台



付第4図 横須賀城跡出土瓦実測図 (4)

内外、平縁周縁部との高低差は約 6 mm、連珠の直径約 7 mm 前後を測る。瓦当面には、全面離れ砂の痕跡が確認できる。28 は、鳥衾瓦であるが I c 1 類とは、異なった造りである。

いずれの瓦からも三つ巴紋頭部一箇所に版傷が確認でき、版本が一枚だったことが伺える。瓦当部底が他の瓦とは異なり、内側に向け 30 ~ 45 度程傾いている。調整は、他の瓦と同様で周縁にそった横ナデである。裏面には、周縁にそった円形のナデ調整が確認される。

凸面は、縄目叩きの後、工具による縦方向のナデ調整を施している。凹面に残るコビキ痕は、糸切り状のコビキ A であった。成形の際に円筒型に被せた袋状の布の圧痕と、その布を取るために縫い付けたと考えられる撚り紐の圧痕、袋状の布を取りやすくするために、割り箸状の細長い棒を挟んだために残った圧痕等が観察される。袋状の布を取りるために縫い付けられた撚り紐は、大部分が U 字状に縫い付けられている。

(2) 軒平瓦 (第 5 図~第 8 図)

軒平瓦は、基本的には三葉紋と宝珠を中心飾りとし、脇飾りに唐草紋を配したバリエーションでおさまるモチーフである。確認されたの 4 種類で、軒丸瓦よりはモチーフが少ない。

I a 1 類 (第 5 図- 31 ~ 37)

三葉紋を中心飾りに、脇飾りに均整唐草紋を配したモチーフの軒平瓦である。中心飾りの三葉紋は、オーソドックスな三葉紋で、均整がとれ葉先が尖っている。脇飾りの唐草紋は、上方へ伸び強く内側へ巻き込み、下方へ伸び内側に巻き込み、さらに飛び唐草が付く、二反転飛び唐草である。

上弦幅は、約 25.0cm 内外、中央部での垂れの長さ約 4.5 ~ 5.0cm、厚さ約 2.0 ~ 2.5cm 前後を測る。文様区は、横幅約 20.5 ~ 21.0cm 前後、縦幅約 2.5cm 前後、周縁との高低差 5 mm 前後を測る。周縁は、上幅が 1.2 ~ 1.6cm 前後、下幅が 1 cm 前後である。瓦当部全面に、離れ砂が観察できる。

瓦当部上面の 1.5cm 前後の面取りが、調整の大きな特徴である。この面取りが、最終段階の調整と考えられ、そのため角度のばらつきによって周縁上幅が 7 ~ 8 mm しかない 34 のような瓦も存在する。瓦当面底部、裏面には横方向のナデ調整痕が見られる。平瓦部凹面に、布目圧痕と離れ砂が観察され、凸面成形台による一枚造りが想定される。また、縦方向のナデ調整痕が残っている。凸面には、幅 3 cm 程の板状工具による縦方向のナデ調整が多いが、斜め方向の物も一部観察された。瓦当部との接合部は、横方向にナデ付けられている。

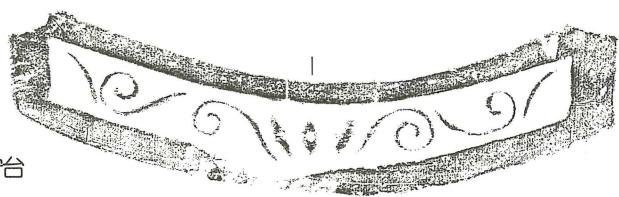
出土枚数は非常に多いが、版本は一枚のみの可能性が高い。32 は、水返し付きの軒平瓦で、左右に高さ約 5 cm の水返しが付いている。31 も、同様な瓦と考えられる。

II a 1 類 (第 6 図- 38 ~ 42)

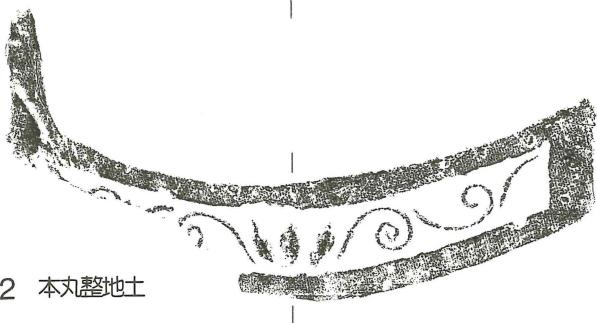
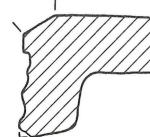
五葉紋を中心飾りに、脇飾りに均整唐草紋を配したモチーフの軒平瓦である。中心飾りの五葉紋は、五葉に茎と萼の付いた文様で、中心両脇の葉は省略型となっている。脇飾りの唐草紋は、横へ伸び内側へ巻き込み、上方へ伸び内へ巻き込み、下方へ伸び内へ巻き込み、さらに飛び唐草が付く、三反転飛び唐草である。

上弦幅は、約 24.0cm 内外、中央部での垂れの長さ約 4.8cm 前後、厚さ約 2.2cm 前後を測る。文様区は、横幅約 22.0cm 前後、縦幅約 2.5cm 前後、周縁との高低差 7 mm 前後を測る。周縁は、上幅が 1.0 ~ 1.5cm 前後、下幅が 8 mm 前後である。瓦当部全面に、離れ砂が観察できる。

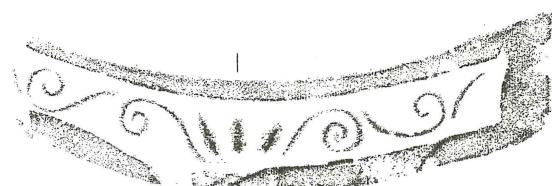
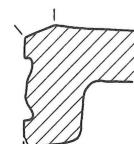
I a 類同様、瓦当部上面の 1.2 ~ 1.8cm 前後の面取りが、調整の大きな特徴である。瓦当部底部は、周縁にそった横ナデの調整が、裏面にも横ナデの調整痕が観察される。平瓦部凹面には、コビキ A と布目圧痕が確認され、全面に離れ砂が付着しており、I a 類同様凸面成形台を使用した可能性が高い。凸面は、縄目叩きの後、工具によって縦方向のナデ調整を施している。



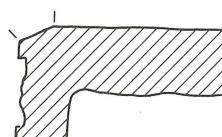
31 天守台



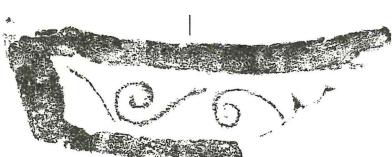
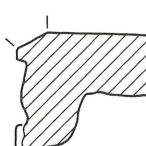
32 本丸整地土



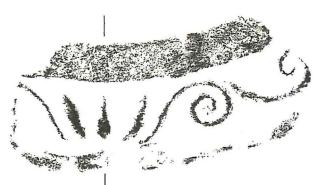
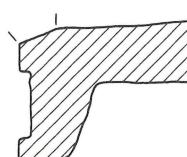
33 天守台



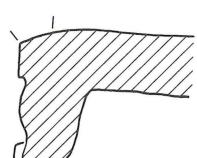
34 北の丸



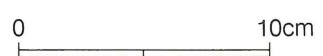
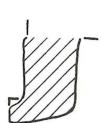
35 天守前



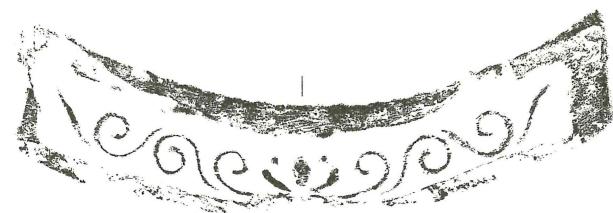
36 北の丸



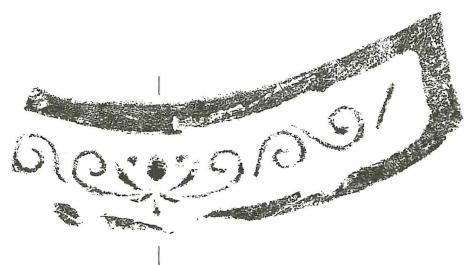
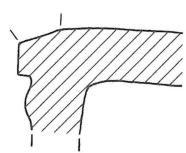
37 松尾山



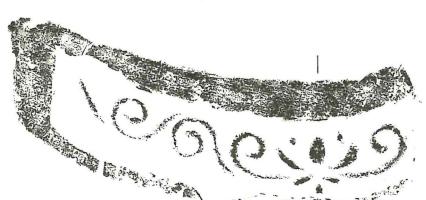
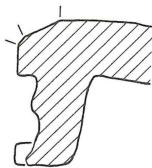
付第5図 横須賀城跡出土瓦実測図 (5)



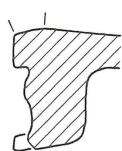
38 本丸前



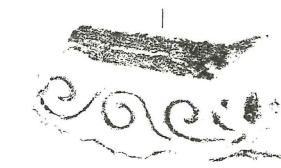
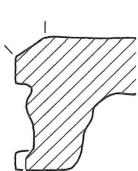
39 本丸前



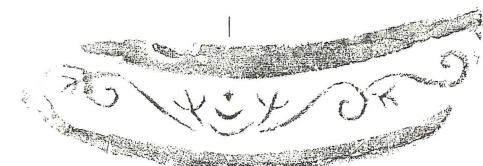
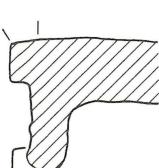
40 本丸前東側張出平坦面



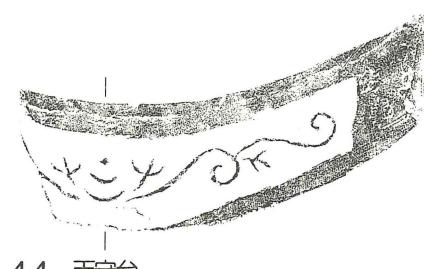
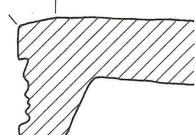
41 天守台



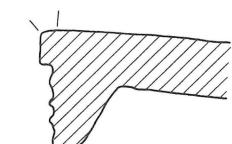
42 本丸前



43 天守前



44 天守台



付第6図 横須賀城跡出土瓦実測図(6)

III a 1類 (第6図-43・44、第7図45~52)

様式化した宝珠の脇に子葉の付いた変形宝珠紋を中心飾りとし、脇飾りに子葉の付いた均整唐草紋を配したモチーフの軒平瓦である。中心飾りは、三段に様式化された宝珠紋で、両脇に配置された子葉は先端部が三葉状となっている。脇飾りは、上方へ伸び内側へ巻き込み、下方へ伸び内側へ巻き込んでいる。さらに、一葉と二葉の接点に、中心飾りの脇と同様の先端部が三葉状となった子葉が付属している。

上弦幅は、約25.0cm内外、中央部での垂れの長さ約4.5~5.0cm、厚さ約1.9~2.2cm前後を測る。文様区は、横幅約19.5~21.0cm前後、縦幅約2.3~2.6cm前後、周縁との高低差5mm前後を測る。周縁は、上幅が8~1.4cm前後、下幅が7~1.0cm前後である。瓦当部全面に、離れ砂が観察できる。

I a、II a類同様、瓦当部上面の1~1.5cm前後の面取りがあるが、1点46のみ面取りが行われていなかった。瓦当面底部、裏面には横方向のナデ調整が残る。平瓦部凹面には、コビキAの痕跡が残り、工具による縦方向のナデ調整も観察される。凸面に残るナデ調整はまず横方向に工具でナデ調整を実施し、その後縦方向に工具による調整を施している。端部周辺のみ横方向に指による調整を施した物も存在する。瓦当部と平瓦部の接合部は、3cm前後の工具による横方向のナデ調整が施されていた。離れ砂は、凹凸両面に観察されるが、凹面部にコビキ痕が残されていることから、凸面成形台が使用されたと考えられる。

I a類と同様で、かなりの数が出土しているが、版木は2種類でおさまると思われる。中心文様となっている宝珠紋の最下段が、二段目とほぼ平行で、中心飾り両脇の子葉及び、脇飾り接点の子葉の開きが狭い45・48・51と、宝珠紋の最下段が開きぎみで、中心飾り両脇の子葉及び、脇飾り接点の子葉の開きが、広い43・44・46・47・49・50・52とが確認された。

III b 1類 (第8図-53~57)

省略型の宝珠紋を中心飾りとし、脇飾りに二反転する均整唐草紋を配したモチーフの軒平瓦である。基本的にはIII b類と同系上に位置する文様である。中心飾りは、簡略化された宝珠紋で、III a類よりもさらに略式が進んだ文様で、点珠となっている。脇飾りの唐草紋は、下方へ伸び内側へ巻き込み、上方へ伸び内側へと巻き込んでいる。中心飾り脇の一葉目は、完全に一体化し、こちらも略式化が進んだ文様である。

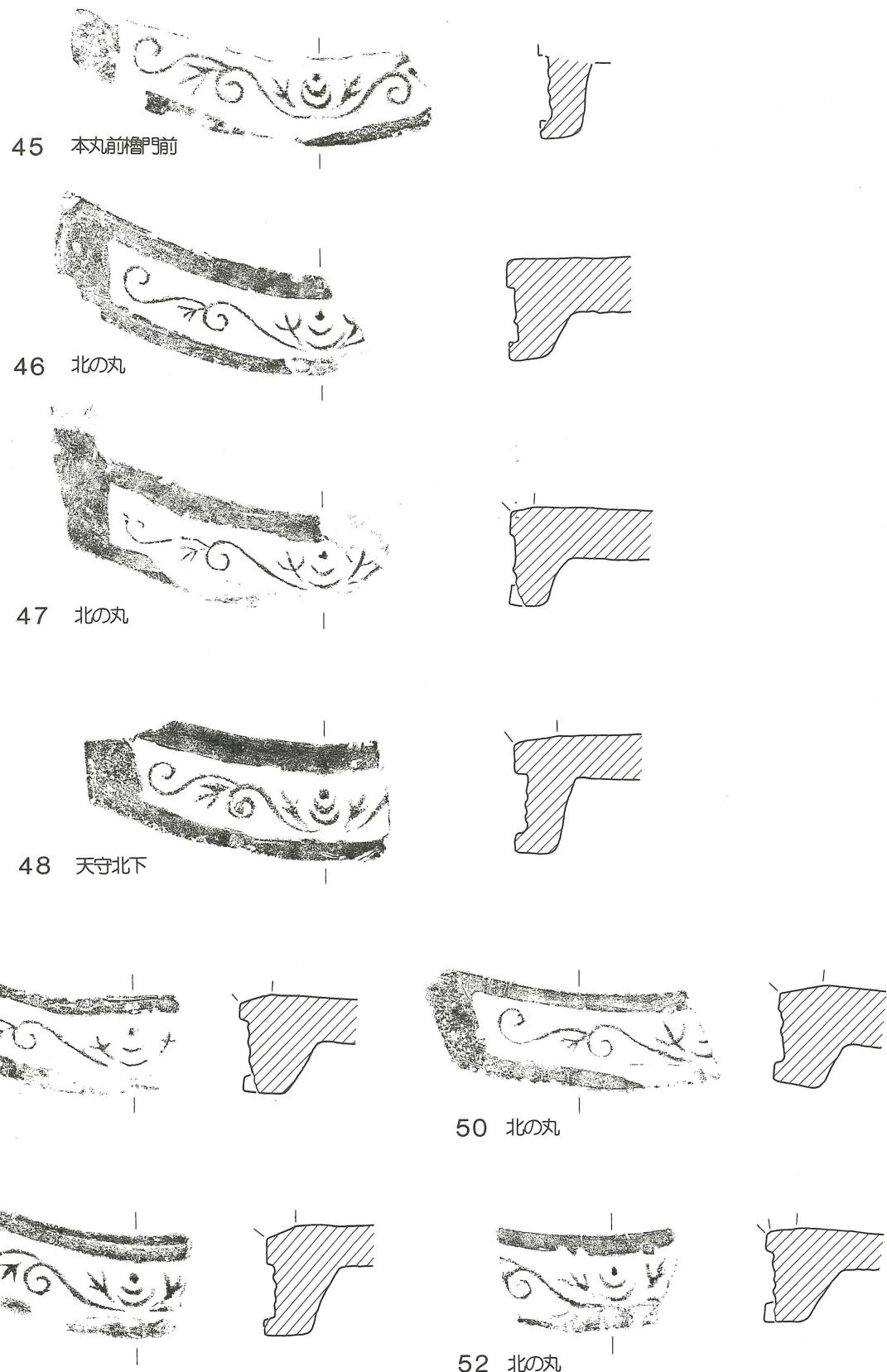
上弦幅は、約22.0~25.0cm内外、中央部での垂れの長さ約5.0~5.5cm、厚さ約2.0~2.2cm前後を測る。文様区は、横幅約18.5~19.0cm前後、縦幅約2.5~3.0cm前後、周縁部との高低差約6mmを測る。周縁は、上幅が1.5cm前後、下幅が1.0cm前後である。瓦当部全面に、離れ砂が観察できる。

他の軒平瓦と同様、瓦当部上面に面取りが見られる。面取りは、約1.2cm前後とIII c類同様、他の軒平瓦と比較し狭まっている。瓦当面底部及び裏面には、横方向のナデ調整が見られる。平瓦部凹面には、コビキAの痕跡と、縦方向の工具によるナデ調整痕、離れ砂が観察される。凸面は、叩きを施した後、横方向にナデ調整をしているが、縦方向の物も見られる。離れ砂も確認される。

53は、右隅軒平瓦で、1点のみ出土している。また、54は、瓦当部が前後にひしゃげている。ひしゃげたため、文様がつぶれ、周縁上側は3.0cmもの幅になってしまっている。

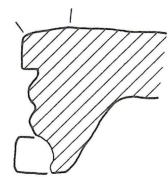
以上が、横須賀城で出土した創築期から江戸初期と考えられる瓦類である。

それでは、これらの瓦が実際に使用された年代について考えてみたい。年代の指標となるのは、丸瓦の成形法で、タタラ（粘土を直方体に積み上げたもの）からコビキ（瓦の大きさに応じた粘土板を切り取ること）する道具の違いによって捉えることができる（森田克行：1984「畿内における近世瓦の成立について」『摂津高槻城』高槻市教育委員会）。コビキ痕は丸瓦凹面に痕跡として残され、二種

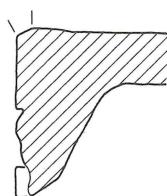
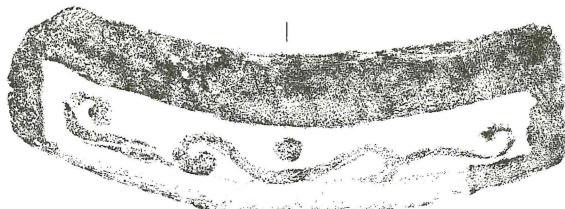


0 10cm

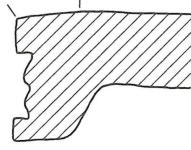
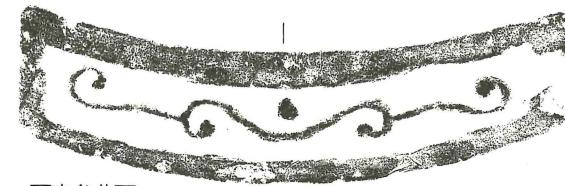
付第7図 横須賀城跡出土瓦実測図(7)



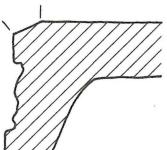
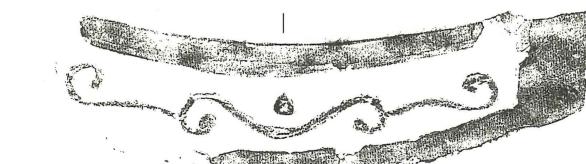
53 天守台北下



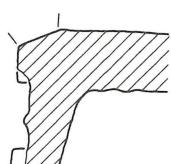
54 天守台北下



55 天守台北下



56 天守台



57 北の丸



付第8図 横須賀城跡出土瓦実測図(8)

類に分類できる。凹面に緩弧線が無数に付いた糸切り状のコビキAと、胎土中にある砂粒の移動した痕が横筋になってあらわれるコビキBの二種類である。

コビキAは、弧線に直行する方向で切るところから、糸ないしは鉄線の両端を手に持って手前に引っ張るのに対し、コビキBは、軸木に造り付けた張力の大きい鉄線でもって横筋と同一方向に切り取ったと考えられている。森田氏は、高槻城出土瓦と周辺諸城郭の瓦と比較検討することで、畿内におけるコビキAからBへの転換期を天正後半期から文禄年間(1585～1596)として捉えている。

今回報告した瓦は、全てがコビキA手法によって造られた瓦である。問題点は、当時の城郭最先端地の畿内と、遠江が同時期の技術革新が可能であったかどうかということである。県内の城郭出土瓦の内、最も古いコビキB手法の瓦は、久野城から出土した寛永17年(1640)から正保元年(1644)までの間に造られた瓦である。横須賀城においては、正保2年(1645)の本多利長の入封を待たないとコビキB手法には転換しない。その他、県内諸城郭の瓦が、コビキB手法へと転換するのは、寛永後半期から正保年間にかけてである。最新鋭の技術力を持っていた畿内と単純比較すると、およそ45～50年遅れて技術伝播があったということになる。従って、このコビキA手法の瓦は、本多利長以前に城主となった全ての大名に可能性があるということになる。

瓦の年代決定を実施するにコビキ痕とは別に、有力な手がかりとなるのが瓦当部の文様である。横須賀城出土瓦の瓦当文様の類例について考えてみることにする。

軒丸瓦に使用されている、三つ巴紋を中心に周りに連珠を廻らすモチーフは、最もオーソドックスで、全国の城郭の屋根瓦の大部分はこの文様である。同一文様ではあるが、三つ巴紋の巻き方向、頭部の接し方、尾部の接し方や伸び方・長さ等かなり個体差が見受けられる。また、周りに廻らされた連珠も、数、大きさ、形状等が異なっている。この二つの組み合わせによって、同一文様でありながら、そのバリエーションは非常に多いことになる。

横須賀城の軒丸瓦で、I a 2類としたモチーフは、県内では浜松城の瓦と同一形式いわゆる同型である。三つ巴紋が左巻きで、頭部を接し、尾部は細長く伸びるが次の尾には接続していない。周りに廻る連珠紋は、計5ミリ程で、その数は10個を数える。連珠紋が、10個というのは全国でも少ない部類である。連珠の数こそ異なるが、久野城の瓦も同系統の範ちゅうにおさまるモチーフを持つ。II a類とした三つ巴の巻きが逆で、連珠が8個の軒丸瓦も、基本的にはこのバリエーションの中に含めても問題のない瓦と考えられる。三つ巴紋の頭部が瓦当部中心部から放射状に広がるのが、遠江諸城郭の軒丸瓦の特徴的モチーフと呼べる。このモチーフは、大坂城や聚楽第でも確認されている。

I b 1類とした、三つ巴紋が極端に太いモチーフは、大坂城でも確認されている。このモチーフは、大坂城から聚楽第さらに石垣山一夜城へと持ち込まれ、その後駿府城・横須賀城へと波及していくと考えられる。駿府城と石垣山一夜城は、同型で連珠の数が15個を数える。横須賀城は、同系統であるが、連珠の数が6個多い21個である。この瓦は、豊臣色の強い影響線上に位置する文様である。

I c類とした、三つ巴紋が背を接し、尾部が圈線として接続するモチーフは、寺院色の強い瓦で、全国でもかなりのパターンが確認されている。I a・I b類と比較して、古い要素を持つ瓦で、県内でも浜松城、駿府城、掛川城で検出されている。共に同型とは呼べないが、同一系統の範ちゅうにおさまる瓦である。駿府城は、文様は共通しているが、造り等から江戸時代のものと考えられる。

次ぎに、軒平瓦について検証したい。軒丸瓦に比較して、文様構成がよりバラエティにとんでいるため、比較検討が容易であり、前後関係も把握しやすい。横須賀城の軒平瓦のモチーフは、中心飾りが三葉紋と宝珠紋の二タイプの範ちゅうでのバラエティで把握が可能である。

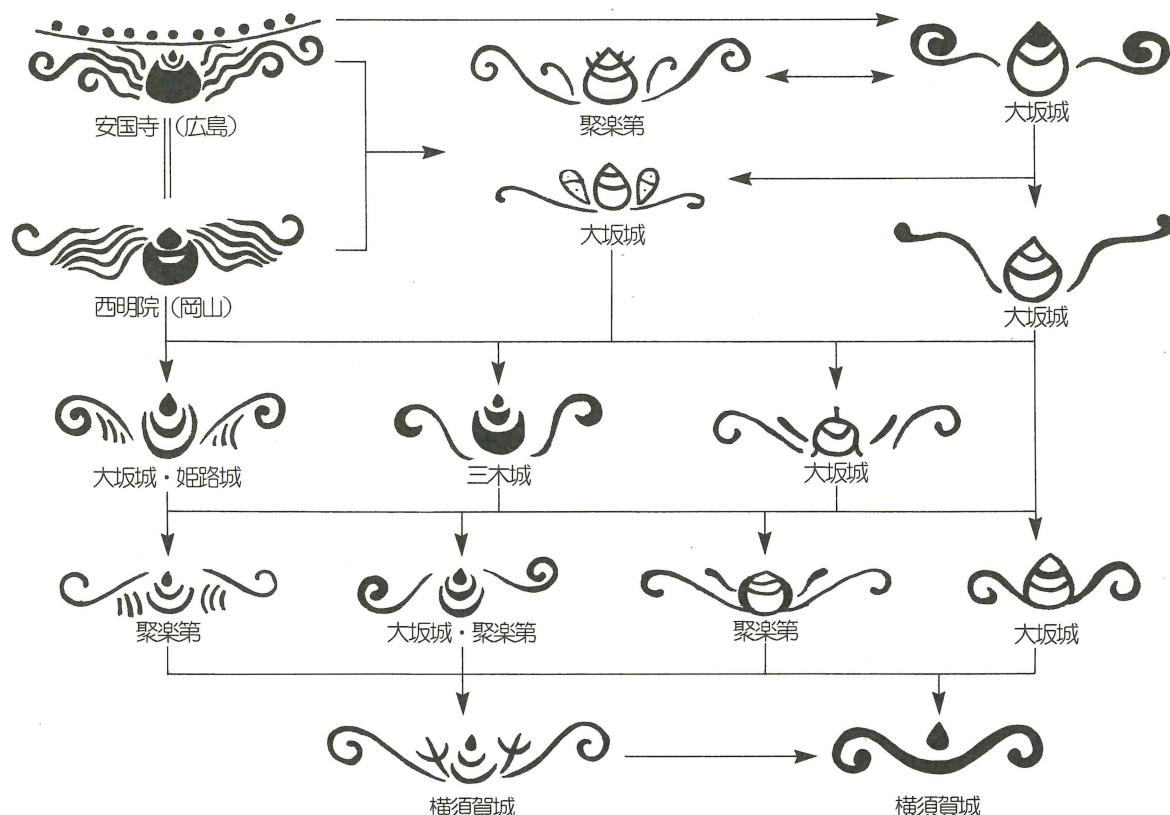
I a 1類とした軒平瓦が、横須賀城の瓦葺き建物導入の背景を知る手がかりとなった瓦である。まつ

たく同型の瓦が、秀吉の石垣山一夜城と浜松城から出土している。そもそも三葉紋を中心飾りとして、脇飾りに均整唐草紋を配したモチーフが城郭建築に持ち込まれたのは、信長の安土城が最初であった。安土城の三葉紋の大部分は、脇二葉の先端が外反している。対して、秀吉の大坂城や聚楽第の三葉紋は、真っ直ぐ伸びるか、先端が丸まっているものが大半を占めている。この文様は、秀吉が姫路城主時代に播磨系工人集団を把握したことによって始まる。その後大坂城を媒体として、全国の秀吉配下の武将の城へと広まったモチーフである。I a 1類は、横須賀城から石垣山一夜城、聚楽第、大坂城、姫路城、姫路周辺の寺院と、その文様系譜を遡ることが可能なモチーフであった。従って、極めて豊臣色の強い瓦と呼べよう。

II a 1類とした軒平瓦は、中心飾りの三葉紋が変形して、五葉紋になったモチーフである。脇飾りは、均整唐草紋を踏襲している。横須賀城で確認された五葉紋のモチーフは、五葉をさらに様式化した文様で、県内では駿府城で同型と考えられる瓦が出土している。浜松城・二俣城からも、まったく同一文様の均整唐草紋を持つ軒平瓦が出土しているが、残念なことに共に中心飾りが出土していない。他の類例等から判断すると、同型の可能性が非常に高い。そうなると、県内の三城で共通するモチーフの瓦ということになる。横須賀城程様式化されてはいないが、掛川城からも同一系統の範ちゅうにおさまる五葉紋を中心飾りとした均整唐草紋の軒平瓦が出土している。

この文様は、I a 1類と同様で、大坂城や聚楽第、ひいては姫路城やその周辺寺院にモチーフの起源を求めることが可能である。従って、これまた豊臣色の強い瓦と考えざるを得ない。

III a 1類とした軒平瓦は、中心飾りに様式化された宝珠紋を用い、脇飾りに子葉付き均整唐草紋を配した瓦である。宝珠紋は、元々寺院の瓦に用いていた代表的文様で、徐々に様式化され、最終的に



付第9図 宝珠紋の簡略化・様式化

はⅢ b 1類のように点珠として表されるようになってゆく（第9図参照）。

横須賀城の中心飾りの宝珠は、非常に特異なモチーフで、他に類例をさがすことは困難であった。わずかに、久野城から脇飾りが同一のものが出土している。この瓦は、中心飾りが未確認であるが、おそらく同型としてほぼ間違いないと考える。久野城以外では、まったく確認できていない。

宝珠紋は、本来安国寺や西明院に見られるモチーフであったものが、姫路城、大坂城や聚楽第で出土した文様に様式化が進んでいき、さらに点とU字二本で表記されるに至ったのである。Ⅲ a類のように、宝珠紋の両脇に子葉が付くモチーフは、大坂城と聚楽第で多く確認されている。本来は、9図の大坂城や聚楽第のように宝珠の両脇に葉を配置していたものが、より図案化が進み、簡略化されたモチーフであろう。それが、Ⅲ b類へと時代と共に変化していったのであろう。

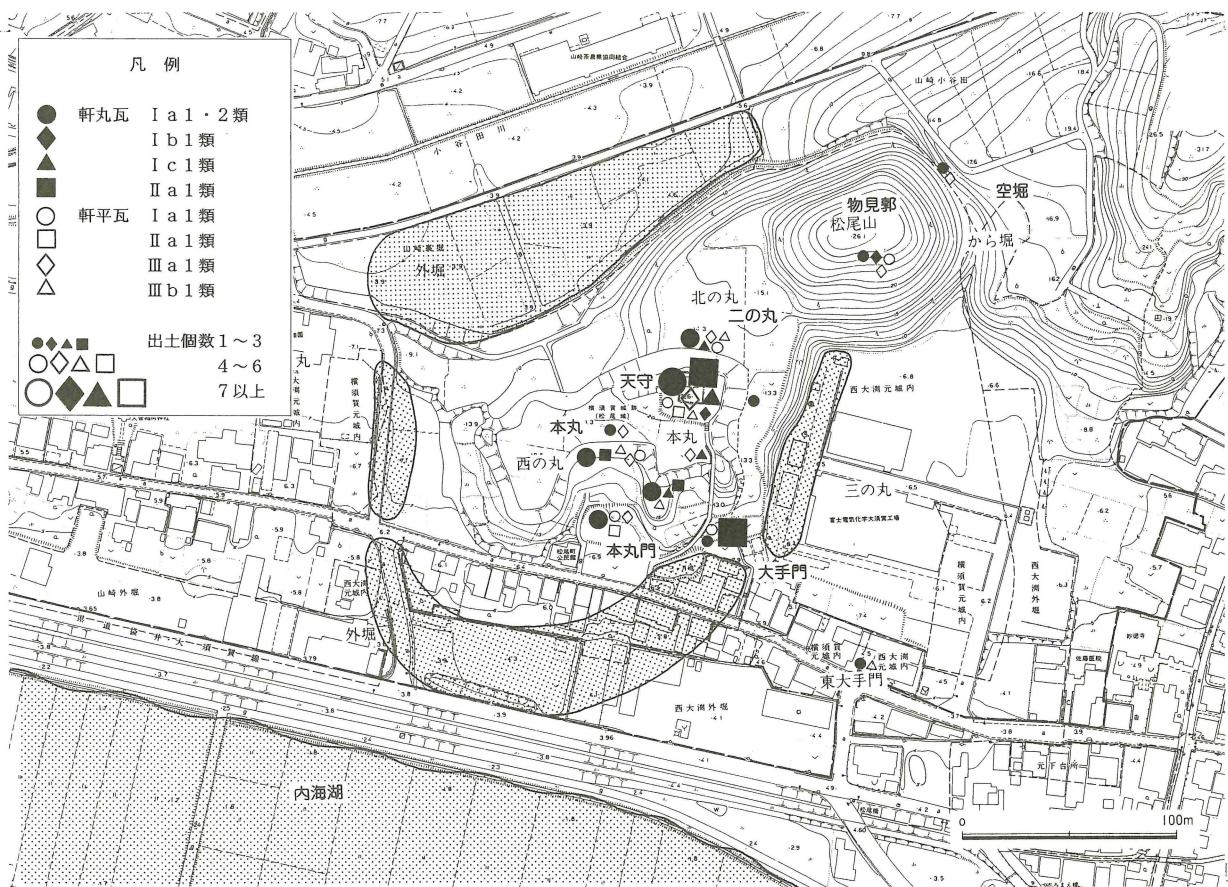
Ⅲ b 1類とした軒平瓦は、Ⅲ a類がさらに簡略化され、様式化したモチーフとなっている。中心飾りが宝珠紋、脇飾りが均整唐草紋というモチーフは、基本的にⅢ a類と同一で、さらに脇飾りの均整唐草紋のモチーフも同一である。Ⅲ a類で三段に表現されていた宝珠紋は点珠となり、両脇に三又状に分かれていた子葉は省略され、さらに脇飾りの均整唐草紋は、左右に分かれていたものが、全て接続し単体で表現されている。この瓦は、明らかにコビキAである。ということは、Ⅲ a類からⅢ b類への移行に、それ程時期差がないということでもある。このⅢ類の瓦が、急激に省略化された背景が最も問題点となろう。

県内の他の城郭では、急激に瓦当文様が省略化されたという状況は認められない。急激なモチーフの変化は、コビキB手法の導入と同時に起こっており、豊臣政権下では見られない現象である。遠江・駿河という国々が、豊臣配下の武将によって統治されていたのは、天正18年から関ヶ原合戦の前後までの、わずか10年程のことであった。その10年間で、他国と異なる横須賀独自の状況が認められる。それは、城主の交代という大きな出来事である。他国は、関ヶ原合戦後の転封まで、子息への城主の移管はあっても、家そのものが他家に代わるということはない。横須賀城のみ、渡瀬繁詮が、秀次事件に連座責任を追及され切腹。有馬豊氏が城主となっている。瓦当文様の急激な変化は、城主交代という大きな出来事によって生まれた所産としか考えようがない。築城より五年を得た文禄4年には、主要部はほぼ完成を見ており、周辺部の整備に移っていた時期であろう。この時期には、すでに当初期の版木は失われており、新たに調達するしかなかったのである。そのため、文禄4年前後の省略が進んだ文様になったというのが真相なのであるまい。横須賀城軒平瓦のうち、最も省略が進んだⅢ b類は、有馬時代の瓦だったのである。

4. 横須賀城出土瓦の年代と城内の瓦葺き建物

横須賀城出土瓦の瓦当文様を検討していくと、前述のように全てが豊臣系のモチーフを持つ瓦ということが判明する。さらに詳しく追求するなら、豊臣秀吉が天正8年(1580)に築城した姫路城に使用された播磨系瓦のモチーフにまで遡ることができる。特に、軒平瓦Ⅰ a 1類のモチーフは、姫路市的心光寺に源流が求められ、秀吉の石垣山一夜城で使用されたモチーフと同一モチーフである。他の瓦も、姫路城・大坂城・聚楽第という秀吉の居城に使用されたモチーフを参考にして造られたことは間違いない。同型とまではいかないが、同一系譜上に位置する瓦なのである。また、徳川家康が関東に移封された後に、県内に入封してきた豊臣系大名の居城でも、同型もしくは同一系譜上の瓦が使用されているということも大きな特徴である。

横須賀城の瓦は、豊臣系の瓦で、県内の周辺諸城郭でも同一文様が使用されている。このことが、横須賀城の瓦のみならず、天守を含めた城郭の近世化を考えるにあたって、最も重要なポイントとな



付第10図 豊臣時代の地域想定図及び瓦出土地点一覧

る事実なのである。これらのことから、横須賀城に瓦葺き建物が出現したのは、豊臣系大名の入封によっていうことが判明する。当然、天守や石垣という近世城郭の諸要素も同時に持ちこまれたのである。出土瓦から、天正19年に渡瀬繁詮が、横須賀城に初めて瓦葺き建物を構築し、石垣・天守というかつて見たこともない近世城郭を出現させたということになる。

それでは、横須賀城に初めて建てられた瓦葺き建物は、どの場所にどのような建物として存在していたのであろうか。渡瀬・有馬時代と考えられる瓦の出土位置を示した第10図を見れば、城内のどの位置に瓦葺き建物があったのかが判明する。

まず天守である。天守台及び天守台周辺（北側斜面も含む）が、50点程と最も多く、渡瀬時代から現天守台の場所に天守があったことは確実である。天守そのものが、どういう形式で何層であったかについては、記録が無いため判然としないが、同時期の他の天守の形状から推定することは可能である。豊臣系城郭の特色である下見板張りを多用した黒い天守の可能性が高く、天守台の大きさから想定しておそらく三層四階とするのが妥当ではないだろうか。最上層に高欄廻縁があったことは、豊臣系の他の城郭から伺え、さらに静岡の気候風土を考えれば可能性はかなり高い。

次ぎに、本丸南下段から40点前後出土した瓦は、本丸門のものと考えられる。おそらく、当時の大手門は、現在の本丸の下段の東側、三ヶ月池の東北にあったと推定され、ここから15点前後の瓦が出土している。当然瓦葺きと思われるため、ここが大手の可能性が高い。瓦の出土総量や版木の少なさ、補修してまで使用するという瓦の絶対数の不足から考えれば、門に瓦を使用したのは大手と本丸一の門のみと思われる。本丸門と推定される場所からは、かなり様々な文様の瓦が出土しているが、大手門と推定される場所からは、特定の文様の瓦が多く出土している。

松尾山からも瓦が出土しており、松尾山にも瓦葺き建物があった可能性が高い。城内で最も高所に

あたるのが、松尾山である。天守がシンボルとして築かれた、極めて政治的色彩の強い建物であったとするなら、松尾山には軍事的色彩の強い物見櫓が推定される。単層もしくは二層程の高さがあれば、かなり遠くまで見渡すことができる。高さをかせぐことが必要なら、瓦葺きとしない井樓櫓の方が望ましい。それをあえて瓦葺きとしていることから、二層程度の物見櫓が想定されるのである。

現東大手門から3点瓦が出土しているが、再利用による瓦の可能性が高い。豊臣時代は城外で、後の改修で三の丸を取り込み、東大手としたのであろう。

出土瓦から見る限り、現時点で確実に瓦葺き建物が考えられるのが四棟で、天守・物見櫓・大手門・本丸門ということになる。この数字が、多いか少ないかは問題のある所であるが、三万石程度で四棟の瓦葺き建物は、当時の城としては多い部類ではないだろうか。

瓦葺き建物を考えることによって、渡瀬・有馬時代の城の範囲もおのずと判明してくる。現在の本丸・西の丸・北の丸・松尾山が渡瀬・有馬時代の城郭の範囲だったのである。松尾山と敵さい山の間に空堀を設け、現三の丸の西側に水堀、土橋を渡り大手門とし、さらに本丸南から現二の丸東側へと堀が続いていたのであろう。当然、現北の丸の北側、現西の丸の西側にも堀があったと思われ、二～三ヶ所程度土橋を設け、他はぐるりと堀が廻っていたと考えられる。渡瀬・有馬時代の本丸と天守は、現在と大差のない場所に位置し、現北の丸が二の丸、松尾山が物見郭、この三曲輪を中心として構成された城が想定される。渡瀬・有馬時代の地域を想定したのが、第10図である。

5. 横須賀城出土瓦と、周辺諸城郭との関連

横須賀城出土瓦と同型もしくは、同一系譜上に位置する瓦が県内の諸城郭で確認されている。天正18年に豊臣系大名が入封した城から、ほぼ同一の瓦が出土するということは、何を物語っているのであろうか。軒丸瓦・軒平瓦それぞれの状況から考えてみたい。

軒丸瓦I a類は、三つ巴頭部が接し、尾部が接続しない文様で、県内の同時期の瓦としては、浜松城・久野城と同型である。久野城については、使い古され木目が浮き出る版木を使用しており、横須賀城との共通項が指摘できる。また、久野城では、瓦当部のひび割れを補修して使用した瓦が存在し、浜松城では上下にひしゃげた瓦も確認されている。横須賀城にも、ひび割れを補修して使用した瓦が確認された。この軒丸瓦I a類は、同一版木によって、二種類の瓦当文様を造り出している。版木の連珠の部分をあらかじめ埋めておくことによって、連珠紋が20個のものと、10個のものを造ったのである。

軒丸瓦I b類とした極端に三つ巴紋が太いモチーフは、駿府城でも出土している。この瓦については、現時点では横須賀城と駿府城でしか確認できない。まったく同型ではないが、両瓦ともかなり使い古された版木によっており、文様部が著しくシャープ差を欠いている。

軒丸瓦I c類は、三つ巴の背が接し、尾部が細長く伸び次ぎの尾に接続して廻る文様で、県内の城郭では他に類例は見当たらない。掛川城から同一文様の瓦が出土しているが、三つ巴は頭部を接しており、連珠も若干大きめである。I c類よりは、時代が多少下る特徴である。浜松城、駿府城に尾が接続し廻る瓦が存在するが、共に小振りの瓦で、三つ巴が横須賀城とは逆の右巻きである。浜松城の三つ巴紋の尾部は非常に長く、連珠の数も多い。駿府城の三つ巴紋の形状は、浜松城に酷似しているが、連珠が丸く極端に大きい。また、圏線は、三つ巴紋と離れ、三つ巴紋を囲む一重の圏線となっている。浜松城の瓦は、寺に通ずる古い要素が推定でき、駿府城の瓦は新しい要素を盛り込んだ瓦とも捉えることが可能である。横須賀城の瓦は、そのほぼ中間点に位置する瓦で、三つ巴紋が古い要素で、周りの連珠紋が新しい要素となっている。掛川城の右巻き三つ巴紋の場合は、大きさもほぼ同一で、三

つ巴も背と頭部の中間点が接している。連珠も小さく、掛川城の右巻き三つ巴の瓦よりは古い要素がうかがえ、県内では I c 1 類に最も近い瓦と呼べよう。

これらの状況から指摘できることは、県内諸城郭の軒丸瓦の版木の少なさである。同一文様の版木の数が足りなかつたためかは判然としないが、横須賀城においては、同種の軒丸瓦版木が二種類以上存在したとは考えにくい状況である。軒丸瓦のバリエーションは、基本的には四種類である。同時期の周辺諸城郭の状況としては、駿府城が四種類、浜松城が三種類、久野城が二種類、掛川城が二種類である。ただ、横須賀城がかなりの部分の発掘調査を実施しているが、掛川城を除く他の周辺諸城郭は、豊臣期と推定される個所の発掘調査が少ないため、現時点で単純には比較できない。

軒平瓦 I a 1 類は、浜松城から同型の瓦が出土している。三葉紋を中心飾りとする瓦は、掛川城から三種類が確認されている。いずれの瓦も、脇飾りの均整唐草紋が二反転のみで、飛び唐草が見られない。同一系譜に位置することは間違いない、I a 1 類より新しい要素の瓦と考えられる。その他、三葉紋を中心飾りとする瓦は、駿府城、久野城でも出土しているが、これらの瓦は系譜を異にする瓦ではあるが、豊臣系の範ちゅうにおさまる瓦もある。

II a 1 類の軒平瓦は、同型の瓦が駿府城で出土している。五葉を中心飾りにした瓦は、他に掛川城でも出土しているが、こちらの瓦は、他の瓦の同一系譜上にある瓦で、直接 II a 1 類との関係は考えにくいが、豊臣系の範ちゅうにおさまることは事実である。また、浜松城・二俣城から、同型と考えられる瓦が出土しているが、いずれの瓦も中心飾りが不明である。そのため、確実に同型とは言えないが、脇飾りの均整唐草紋が同一である。仮に中心飾りが異なっていたとしても、同一系譜上にある瓦には間違いない。

III a 1 類については、久野城から同型と推定される瓦が出土している。この瓦も、中心飾りが不明で確実とはいえないが、均整唐草紋と接続点にある子葉が同一であるため、ほぼ同型の瓦と考えて間違いないと思われる。

以上の共通点を簡単にまとめると、横須賀城と同型の瓦が出土している城は、駿府城・浜松城・二俣城・久野城ということになる。掛川城は、同型こそ認められないが、同一系譜に位置する瓦が出土している。他の城にしても、横須賀城に先行する瓦や、明らかに後のものと考えられるモチーフも存在し、かなり複雑な様相を示している。

なぜこのように、豊臣配下の武将という共通点しかない城から、共通の文様を持った瓦が出土するのであろうか。同一系譜のものについては、豊臣系の瓦ということで括ることは出来よう。しかし、同型となると、話はまったく別問題である。同範もしくは、同型となると、小丸城・坂本城・勝龍寺城という、かなり離れた地域での使用が確認されている。これは、瓦そのものの絶対数が不足しており、さらに城郭専用瓦が普及していない天正前半期の事例で、寺院の瓦を転用したために起こった特異な事例としての判断が可能である。その他、安土城・松ヶ島城・大溝城の事例、岡山城・下津井城の事例等があるが、これらは、一族間・主家と家老という極めて強い結びつきの元で起こった事例であり、県内諸城郭の事例とはまったく異なる状況である。

同型を示す各城郭と強い結びつきを示す共通点は、存在しない。唯一の共通点といえば、前述のように豊臣配下の武将ということのみである。豊臣配下であったために、起こった現象として捉えればまったく問題はない。また、石垣山一夜城と同型が存在することも説明がつくのである。豊臣配下であったために、特別に起こった現象とするなら、かなりの部分の説明が容易になってくる。

大きな問題点の一つは、版木の不足も含めて、瓦の絶対数の不足の中、石高に関係なく県内諸城郭が瓦葺き建物を採用している点である。家康の関東移封に伴い、家康旧領の内、駿河・遠江に入封し

た武将達が使用した城は9城である。西から浜松城、二俣城、久野城、横須賀城、掛川城、田中城、駿府城、興国寺城、三枚橋城である。うち、二俣城・田中城・興国寺城・三枚橋城が肢城となっている。駿遠両国の大名の中で、最も石高の少ない久野城主松下之綱は、わずか1万6千石である。少ない石高で、居城の大改修と瓦葺き建物の構築は、経済的負担の上でかなり厳しかったはずである。その上、支配が未浸透の新領地という負担までが付いている。新領地に配置された場合、城郭の整備より支配権の確立、浸透が最重要課題である。支配権の確立もまた、住民に多大な負担をもたらす居城の改修に一斉に乗り出した裏には、何らかの緊急を要する要件があったからに違いあるまい。

当時、瓦は非常に希少なもので、それを焼く工人集団もまた絶対数が不足していた。そのため、秀吉の京都の邸宅聚楽第でさえ、周辺の寺院から瓦を運び金箔を貼ることによって、聚楽第専用瓦としている。こういう状況の中で、県内諸城郭が一斉に瓦葺き建物を採用したということは、豊臣政権から何らかの命令があったために実施したとしか考えようがない。

その命令の一端を、県内諸城郭の瓦の瓦当文様の同型から推定することができる。まず、県内においても瓦・版木の絶対数の不足を指摘することができる。横須賀城や久野城に見られる木目の浮き出た瓦は、版木の古さを物語っている。同様に、シャープさを失った均整唐草紋の軒平瓦も同様のことが推定される。また、同一版木を使用しながら、版木を目詰さえることで、2タイプを作り出す工夫も版木の不足のなせる技であろう。おまけに、ひしゃげた瓦を使用したり、ひび割れたものを補修して使用したりしている。瓦そのものが、貴重であったために起こった一連の出来事である。

この瓦不足の中で、県内6城郭（三枚橋城未確認・田中、興国寺城未使用）をどのように一斉に瓦葺きにしたのであろうか。それを解く鍵が、同型瓦なのである。軒丸瓦・軒平瓦ともに豊臣系の瓦ということは、前述の通りである。特に、石垣山一夜城と同型の瓦が多く、強い石垣山一夜城との関連が伺える。軒丸瓦I b 1類は、石垣山城、駿府城に共通する特徴で、軒平瓦I a 1類もまた石垣山城、浜松城と共にしている。その他の瓦を含めてモチーフの系譜を探っていくれば、聚楽第・大坂城、ひいては姫路城と播磨周辺域にまで遡る。駿府城、久野城の中に、若干安土城の影響を受けたと推定できる瓦も含まれてはいる。安土城の影響については、まとめでふれることにしたい。

その瓦を含めたとしても、県内の豊臣系の城郭の瓦には、相互間で関連があり、何らかの媒体を通して普及したと思われる。瓦や版木そのものが、豊臣政権からの支給品であったため同型となつたのか、共通の工房もしくは工人集団の手によつたためなのは判然としないが、どちらかの可能性が非常に高い。いずれにしても、領国を越えてのことであるため、各領主が独自の采配で実施したのではなく、豊臣政権の命令によって実施したとするのが妥当な線であろう。言うなれば、駿河・遠江配置武将間の協力体制によって瓦葺き建物を構築したことである。

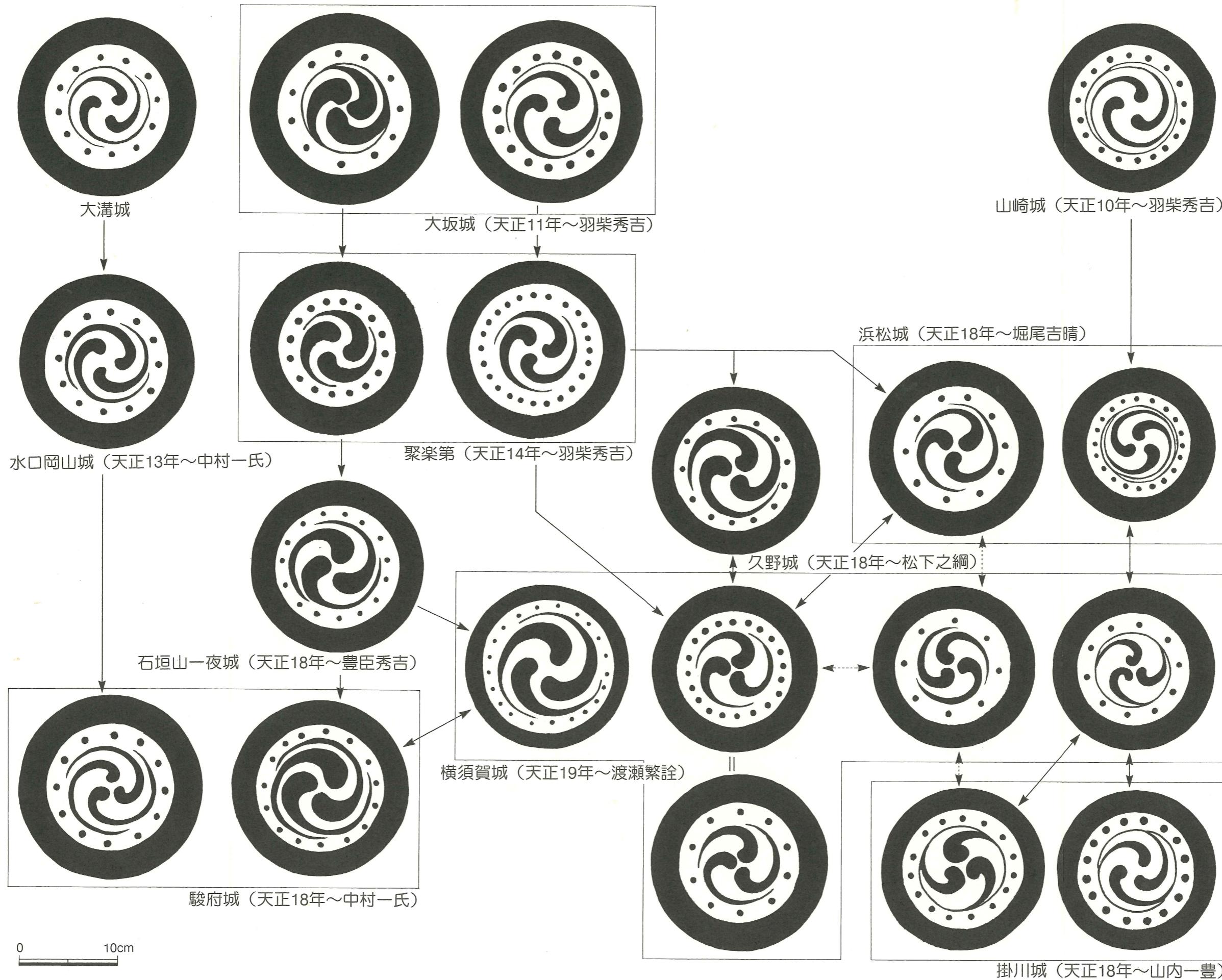
駿河・遠江配置武将達の協力体制（三河も含む）によって実施された事業に、大坂城や伏見城の普請がある。豊臣政権が普請を命じる場合、大部分が領国単位による場合が多かった。従って、駿河・遠江の各武将達が協力体制をしきことが多くあったということでもある。まず、『駒井日記』文禄三年正月廿日・正月廿三日に大坂城の普請割りの様子についての記述を見てみたい。

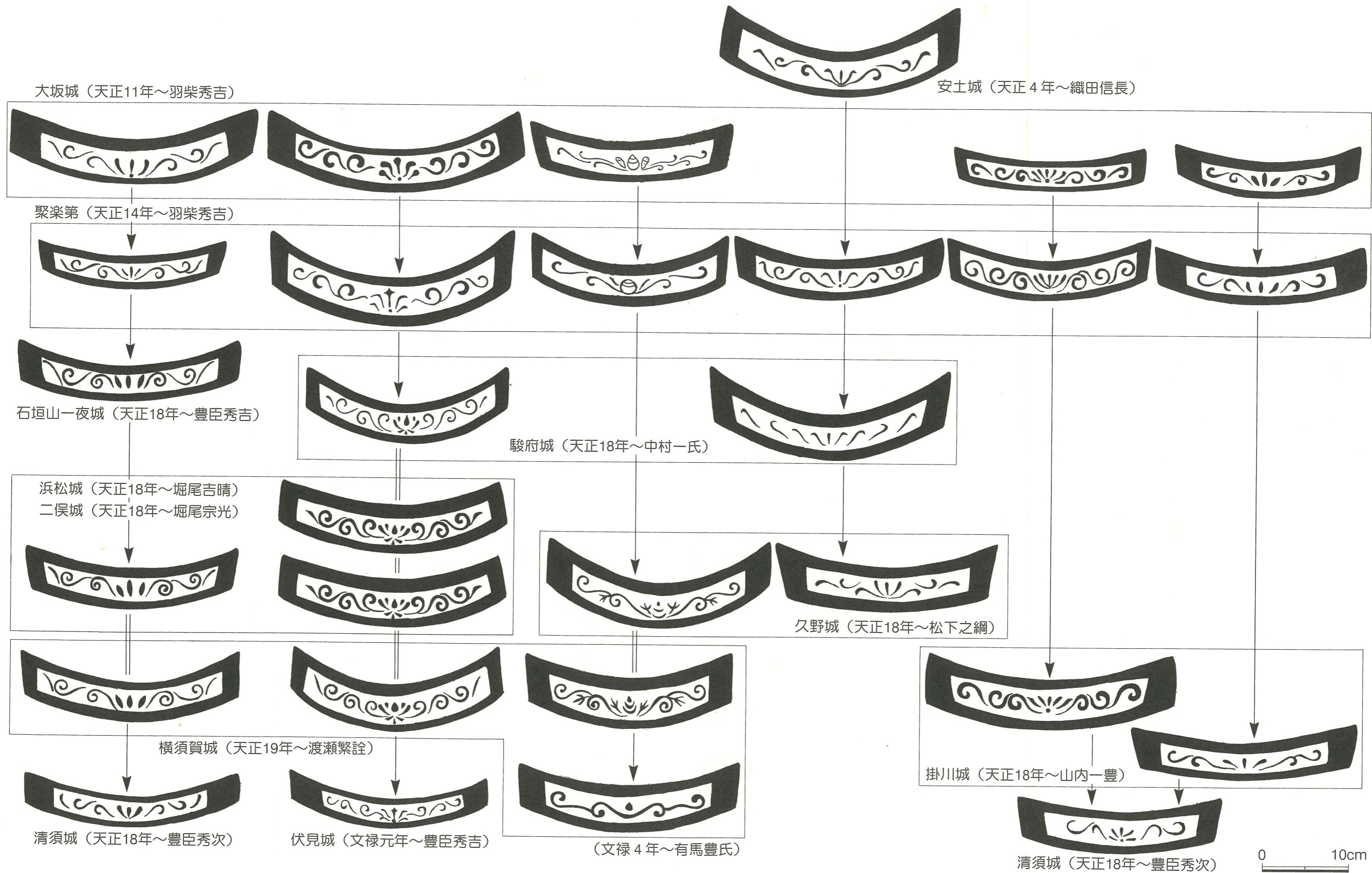
正月廿日

一 大坂御普請割之様子、
伏見之丸（三の丸か？）之石垣
同惣構堀
大坂惣構堀
此三ヶ所エ三に分而被抑付由。

正月廿三日

一 太閤様（豊臣秀吉）御普請割之内、一組之分
高式千人下 一、千二百人 山内対馬
(山内一豊=遠江掛川城主)
高千三百人下 一、七百八十人 渡瀬左衛門佐
(渡瀬繁詮=遠江横須賀城主)





関白様（豊臣秀次）御家中衆之内	高六百人下	一、三百六十人	松下石見
池田三左衛門（池田輝政＝三河吉田城主）			（松下吉綱＝遠江久野城主）
堀帶刀（堀尾吉晴＝遠江浜松城主）	高六千人下	一、三千人	中村式部少輔
山内対馬（山内一豊＝遠江掛川城主）			（中村一氏＝駿河駿府城主）
松下石見（松下吉綱＝遠江久野城主）		合五千三百四十人	
田兵太（田中吉政＝三河岡崎城主）			
中式少（中村一氏＝駿河駿府城主）			

伏見之石垣請取候也。

其内堀帶刀者、大仏かかり可被申由。

正月廿日の記載については、伏見之石垣普請を池田輝政、堀尾吉晴、山内一豊、松下吉綱、田中吉政、中村一氏の六武将が請け負ったことがわかる。おそらく、この六人の家臣達が協力して築いたと推定される。正月廿三日の記載に、横須賀城主渡瀬繁詮の名が見られる。ここでは、石高によって動員人数が分かれており、石高に応じた動員制を採用していたことが判明する。ちなみに、横須賀城主渡瀬繁詮の動員人数は、久野城主松下氏の約二倍、掛川城主山内氏の約二分の一、駿府城主中村氏の約四分の一という割合である。動員人数にこれだけの差があるということは、石高にそれだけの差が存在していたということでもある。それにも関わらず、駿河・遠江の各武将達が同一の瓦を使用している。その理由は、いったい何なのであろうか。

おそらく豊臣政権が、駿河・遠江という国を重要視していたために起こった現象と考えられる。天正18年以降、豊臣政権が両国を重要視する理由は、1点しか見当たらない。それは、徳川家康の存在である。山崎の合戦において、明智光秀を破り、織田政権の実質的後継者となった秀吉であったが、常に對徳川に心を碎いている。天正12年、反秀吉勢力の中心的存在である織田信雄と徳川家康が同盟し、小牧・長久手において衝突する。和睦という形で決着を見るが、秀吉にとって家康は、政権を脅かす存在として認知されたに違いない。翌年、秀吉は人臣最高位の関白に就任し豊臣の姓を受け、政権を確実なものとした。秀吉は、統一政権をより確実なものとするためには、家康の臣従が不可欠と考え、再三上洛を要請している。しかし、家康は要請を拒否し続け、自立の姿勢を崩すことはなかった。そこで、秀吉は実妹旭姫を強制離婚させ、家康に嫁がせた。さらに、実母大政所を旭姫の見舞いと称させ、岡崎へ送り込む。これにより、さすがの家康もついに折れ、大坂城で臣従の礼をとることになる。臣従の礼はとったが、家康は三河・遠江・駿河の東海三国にあわせ、甲斐・信濃の五カ国を領有する大大名で、豊臣政権の強敵であった。

この徳川家康を封じ込める最大のチャンスが小田原合戦であった。天正18年、後北条氏を滅ぼした論功行賞によって、家康は三カ国加増され関八州の太守となった。これにより、家康は関東に封じ込められることになった。小田原戦後の奥州仕置きによって、伊達政宗が豊臣方となり、文字通り家康は、四方を豊臣方の武将に囲まれてしまうのであった。封じ込めるだけでは、安心出来ない。秀吉にとって、徳川家康は豊臣政権を脅かす最も危険な存在であった。

仮に反豊臣の旗を揚げ、家康が上洛をめざすとすれば、当然東海道・東山道を西進しなければならない。そこで、秀吉は家康関東移封と同時に、東海道・東山道沿いに配置した配下の武将に居城の大改修を命じたのである。秀吉が、家康領と接する国を重要視していた文献が若干存在している。一通は、甲府城主加藤光泰が浅野長政に宛てた遺書で「…甲斐国の儀かなめの処、其上御国端に候…」とあり、甲斐国は、豊臣領の東端に位置する重要拠点であることを訴えている。また、同じく加藤光泰が、家老に宛てた居城改修命令の督促状には「…上様御存分に申付候。…」とあり、秀吉が思う通り

の築城工事の許可を与えたとも、秀吉から特に堅固な築城を言い渡されたともとれる内容になっている。いずれにしろ、秀吉が徳川領と接する甲斐国を重要視していたことを、示す文書であることには間違いない。当然、徳川領と接する駿河、信濃も同様な状況であったと思われる。

秀吉が、特に重要視していた東海道筋の城郭から、前述のように同型の瓦が出土する意味は、対徳川戦略であった可能性が高い。本来なら、個別で築城工事を進めるのが当然のことである。ところが、政権の脅威となる徳川家康を一刻も早く封じ込めてしまいたい。そこで、対徳川という大きな命題のもと、東海道筋の豊臣系武将達が大坂築城工事のような、共同作業によって築城工事を実施した姿が浮かび上がってくるのである。

瓦及び工人集団が少なかったために、遠江・駿河の居城から同型瓦が確認されるということもあるだろうが、石高によってあれ程の動員人数に差が存在しているのである。10倍程の石高差がある久野城と駿府城が、ほとんど同系の瓦を使用している理由としては、絶対数の不足は理由としては弱すぎないだろうか。一万六千石なら、無理して当時最新の瓦葺き建物を採用する必要もあるまい。それでも、あえて瓦葺きに固執している。これは、豊臣政権からの強い命令や全面的バックアップがあったからこそその産物とするのが、最も妥当な考えと思われる。命令なりバックアップがあったからこそ、秀吉の石垣山一夜城と同型の瓦が、横須賀城・駿府城・浜松城から出土するのであろう。秀吉自らの居城と同型瓦が居城に使用できる。秀吉からの、特別な恩恵によって実現したとしか考えようがない。

さらに、特別な恩恵が東海道筋の各武将達には与えられていた。それは、「朝鮮渡海」・「名護屋在陣」の免除である。秀吉は、小田原征伐・奥州仕置の直後であることを意識し、東国の武将達の軍役を軽くし、西国の武将達の軍役を重くするという措置をとっている。この時の軍役は、軽い奥州武将でも一万石に対し約二百人であった。従って、駿河・遠江で最も石高の高い中村一氏は、本来約三千人以上の負担があったはずである。三千人以上の家臣を連れ、名護屋へ陣を敷き、さらに朝鮮へ渡海する。それ全てが免除されたのである。軍役免除という恩恵は、東海道筋の武将達に、はかりしれない程の余裕を与えたはずである。

「山内家文書」に、秀吉が長さ十八間・幅六間の軍艦造成を山内一豊に対し命じた朱印状が残されており、朝鮮渡海を免じられた武将達には軍艦造成等の使役があったことが伺える。しかし、家臣を連れての朝鮮渡海に比較したら、軍艦造成等は無いに等しい使役であろう。軍役免除は、豊臣秀次が留守居役であったため、関白様御家中衆の東海道筋の武将も同様に免除されたという。この間秀吉は、留守居役の武将達に伏見築城工事を命じている。だが各武将達は、伏見築城工事に、ほとんど手を付けず、自らの居城の改修工事を実施している。では、秀吉の命令を無視してまで続けた居城改修には、どのような意味があったのだろうか。時の最高権力者の命令を無視し、居城の改修をするということは、敵対準備に他ならない。豊臣政権が、このような暴挙を許すはずもない。従って、居城の改修は豊臣政権からの強い命令があったからこそ、最優先で進めたとしか考えようがない。なぜ、東海道筋の居城の大改修を、全てに優先して実施する必要があったのだろうか。その理由は、一つしか見当たらぬ。関東に封じ込めた家康の西上ルートを確実に押さえるためである。併せて、当時の最先端の技術力を使用した近世城郭を出現させることで、豊臣という天下政権が誕生したことを、家康旧領の人々に知らしめる目的もあったと推定される。

秀吉は、信長の後継者たる地位を天下に知らしめるため、大坂城という豪華絢爛な城を築いている。また、正親町天皇を迎えるという目的だけで、聚楽第という壮麗な建物を都に出現させ、人々の度肝を抜いている。視角から訴える、秀吉の常套手段の一つである。信長の後継者争いで一歩リードしたのは、山崎の合戦で謀反人明智光秀を破ったからである。その、山崎山に誇らしげに城を築いたのは、

城を見るたび明智征伐は、秀吉の手柄であると訴えることを目的としていたとしか考えられない。また、陣城である石垣山城や肥前名護屋城にまで、天守建築を構築する。出自の卑しい秀吉は、譜代の家臣も居なければ、頼るべき親戚縁者も武士ではない。自らの手によって豊臣政権を安定政権にするしかなかったのである。

旧徳川領に豊臣新政権の発足と安定を訴えるには、支配の中心である居城の近世化が最も効果的と判断したのではないだろうか。今まで、見たこともない建物に住む支配者。徳川は関東に追いやり、変わって入封してきたのは、見たこともない壯麗な建物に住む大名である。領民達に新時代の到来を告げるための築城工事でもあった。秀吉が、居城の大改修を命じたのは、徳川家康の西上ルートを押さえることが最重要のポイントであったことは間違いない。併せて、豊臣政権の発足と安定を視角によって訴えたようとしたのである。居城大改修は、一石二鳥の目的を持っていたのである。その目的を最も早く達成するために、朝鮮渡海の免除があり、さらに、最新鋭の技術であった瓦製作についての共同作業が想定されるのである。

6. まとめ

横須賀城出土瓦の文様構成や製作手法の共通点等から、豊臣政権の強い影響が明らかとなり、渡瀬氏による近世化が解明できた。さらに、駿河・遠江諸城郭の瓦は、軒丸瓦が三つ巴紋、軒平瓦が均整唐草紋、コビキがAという共通点があった。文様構成は、秀吉の姫路城周辺の播磨にまで系譜を遡ることも判明した。一族もしくは配下という共通項が存在しないにも関わらず、同型瓦が使用されているのは、対徳川に備えた共同作業の産物だったのである。

一部安土城に系譜を求めることが可能な瓦が存在する理由は、中村が水口岡山城、堀尾が佐和山城、山内が長浜城というように、旧領が近江ということが大きな要因ではないだろうか。さらに、彼らは豊臣秀次付きの宿老（関白様御家中衆）の身分である。秀次は、清須城を居城としていたが、前任地は近江八幡山城である。この城は、焼け残った安土の建築部材を運び、城下町まで安土から移転している。近江に残っていた安土城を築いた技術を再組織したことでも考えられないでもない。天正18年といえば、畿内ではすでにコビキがAからBに転換し、5年程の歳月が過ぎていた。

家康の移封に伴って、駿河・遠江で大改修が実施された城は、7城である。7城全ての城の瓦をまかなうことは、無理だったのであろう。瓦を焼くということは、当時の最新技術だったはずである。たとえ、駿河・遠江全武将の協力体制がしけたとしても、やはり絶対数の不足は免れなかった。そこで、各自が独自に工人集団を把握する努力をしたことも想定しなければならない。また、対徳川戦略の一環である以上、秀吉からの協力があったことも考えられる。秀吉が、瓦に対して協力する近道は、自らの陣城として築いた石垣山一夜城の道具類等を特権として与えるとか、貸し出すことではないだろうか。それがあったために、石垣山一夜城と同型瓦が、駿府・浜松・横須賀各城から出土するのである。新領地で、工人集団を組織することも手段の一つであろうが、豊臣系武将達は、新領である旧徳川領には、瓦を焼くという技術が無いことも事前に解っていたはずである。従って、移封にあたり技術を持った近江からの工人を、政権からの許可を得て指導者として若干連れ出したことも考慮に入れる必要があろう。モチーフが播磨系、技術はコビキ A という駿河・遠江各城郭の瓦は、石垣山城で使用された秀吉のモチーフを踏襲し、技術は近江から搬入したために起こった出来事とすることが、最も妥当ではないだろうか。いずれにしろ、瓦当文様の同型については、何らかの協力体制なり、同一工房の関与がない限り、認められない事象ではある。

豊臣政権にとって、政権を揺さぶる脅威は、絶対的武力を背景にした徳川家康と家臣団である。小

田原征伐後の後北条氏滅亡というシナリオの裏には、家康の関東封じ込めがすでに盛り込まれていた。関東に封じ込めるに成功した秀吉は、自らの居城の割普請と同様に、駿河・遠江各武将の協力体制で、その西上ルートの封鎖にかかったのである。最新鋭の城を築くことは、家康の西上を遅らせるための手段と共に、豊臣政権の成立を家康旧領の人々に知らしめる意味も持っていた。こうして、天正18年の豊臣系大名の入封によって、横須賀城を含めた駿河・遠江各城郭が、天守・石垣・瓦葺建物を持つ近世城郭に生まれ変わったのである。

本論を執筆するにあたり、調査担当者である木佐森道弘氏から、多大なご助言・ご協力をいたいた。また、駿府城出土瓦については、新資料も含め調査担当者である山本宏司氏から、ご助言・ご協力をいたいた。記して感謝申し上げたい。

本論は、横須賀城を中心に据えて、従来からの私の主張をまとめたにすぎないが、細かな点で再検討し、訂正している個所もある。それは、織豊期城郭研究会のメンバーである中井均・木戸雅寿・松井一明・戸塚和美、各氏達との資料実見や意見交換から判明してきたことでもある。同研究会の皆様との活動があったからこそその成果でもある。ここに、改めて感謝申し上げる次第である。

《参考文献》

- 坪井利弘　　：1976『日本の瓦屋根』理工学社
高槻市教委　：1984『摂津高槻城本丸跡発掘調査報告書』高槻市教育委員会
大須賀町教委：1984『史跡横須賀城跡保存管理計画策定報告書』大須賀町教育委員会
大須賀町教委：1986『史跡横須賀城跡東大手門跡発掘調査報告書』大須賀町教育委員会
大須賀町教委：1985～88『史跡横須賀城跡Ⅰ～Ⅳ』大須賀町教育委員会
大須賀町教委：1990『史跡横須賀城跡Ⅵ』大須賀町教育委員会
若林淳之他　：1992『静岡県史 資料編9近世一』静岡県
村上直　　：1992「豊臣氏の甲斐支配と甲府」「甲府史市 通史編第二巻近世」甲府市役所
大須賀町教委：1993『史跡横須賀城跡Ⅷ・Ⅸ』大須賀町教育委員会
加藤理文　　：1993「東海地方における織豊系城郭の屋根瓦」「久野城Ⅳ」袋井市教育委員会
加藤理文　　：1993「静岡県における家紋瓦の成立」「静岡県考古学研究25」静岡県考古学会
加藤理文　　：1994「豊臣政権下の城郭瓦」「織豊城郭」創刊号
中井 均　　：1994「織豊系城郭の特質について－石垣・瓦・礎石建物－」「織豊城郭」創刊号
木戸雅寿　　：1994「安土城出土瓦について」「織豊城郭」創刊号
田中幸夫　　：1994「姫路城瓦と姫路系瓦工について」「織豊城郭」創刊号
黒田慶一　　：1994「豊臣氏大坂城の瓦について」「織豊城郭」創刊号
森島康雄　　：1994「聚楽第と城下町の瓦」「織豊城郭」創刊号
戸塚和美　　：1994「掛川城出土の瓦について」「織豊城郭」創刊号
山本宏司　　：1994「駿府城出土赤瓦について」「織豊城郭」創刊号